

令和4年度第1回東大阪市都市計画審議会

報告案件

日 時 令和4年7月22日（金） 午後2時

場 所 市役所本庁舎18階 大会議室

目 次

報告第 1 号 東大阪市都市計画マスタープラン等の見直しについて

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

1. 見直しの対象計画

都市計画マスタープラン 立地適正化計画

■都市計画マスタープラン（平成25年3月策定）

都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことを指します。市町村が定める「総合計画」の将来都市像を都市計画の分野で実現しようとするもので、市町村がすすめる都市づくりの総合的な指針のことです。

■立地適正化計画（平成31年3月策定(令和元年12月改定)）

都市再生特別措置法第81条に位置付けられた計画のことを指します。人口密度や医療・福祉・商業などの施設の立地状況を分析し、人口減少や高齢者の増加に対応した持続可能な都市経営の実現をめざす計画のことです。

2. 見直しの進捗状況について

都市計画マスタープラン 立地適正化計画

令和3年11月26日 都市計画審議会（報告）【中間見直しについて】
令和4年 2月18日 都市計画審議会（報告）【中間見直しの基本方針について】

令和4年 4月 8日 第1回庁内検討委員会【中間見直しについて】
令和4年 4月27日 第2回庁内検討委員会【都市づくりの基本目標、基本方針について】
【居住誘導区域の再検証、防災まちづくりの進め方について】
令和4年 5月30日 第3回庁内検討委員会【第2回庁内検討委員会以後の取組みについて】

3. 本市の強み、課題

都市計画マスタープラン 立地適正化計画

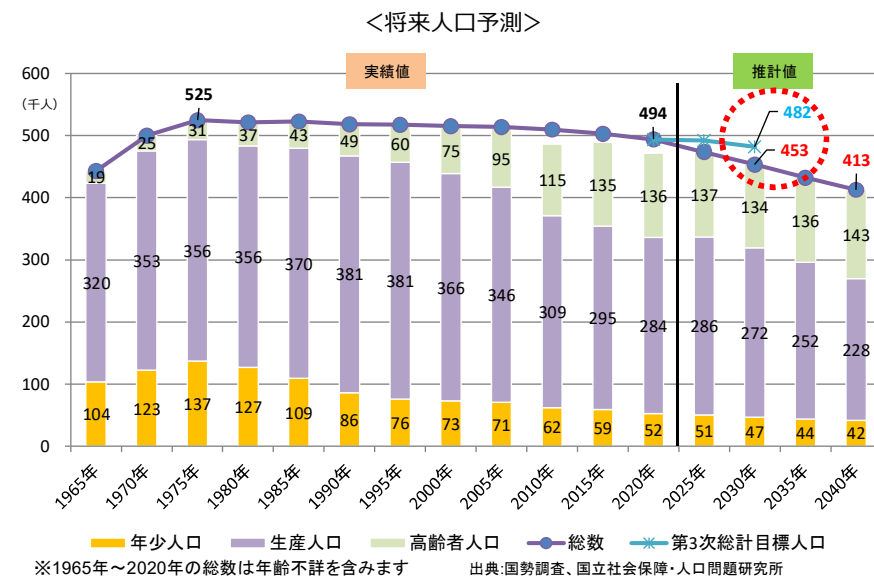
計画の見直しを進めるにあたり本市の都市構造を整理し、本市の強みと課題を整理しました。

<強み>

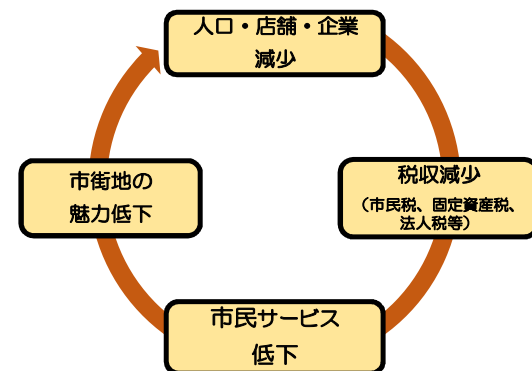
- 関西の主要都市に短時間で移動可能（生活面・産業面）
- 鉄道駅が多く利便性が高い（平地部） ■生駒山（自然資源）
- 生活利便施設の充実 ■大学が多く学生数が多い ■モノづくり企業の集積

<課題>

- 人口減少・高齢化 ■財政収支（人口減少・高齢化、インフラ施設の改修・更新）
- 拠点欠如による魅力低下
- 鉄道駅周辺のにぎわい減少 ■土地利用の混在（住工混在）
- 老朽化した建築物・空き家の存在（更新・ストックの利活用）
- 市域全体で災害リスク（水害・土砂災害） ■みどりの量が不足
- 長期未着手の都市計画施設（道路ネットワークのミッシングリンク、公園面積不足）



<負の連鎖>



4. 都市づくりの基本目標、基本方針（案）

都市計画マスタープラン

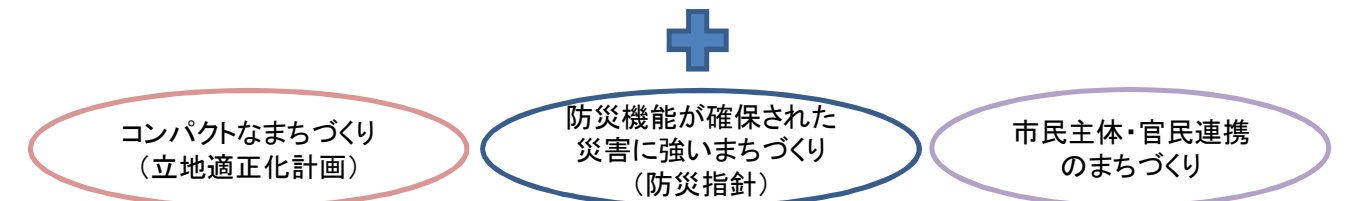
都市づくりの基本目標

つくる・つながる・ひびきあう — 感動創造都市 東大阪 —

都市づくりの基本方針

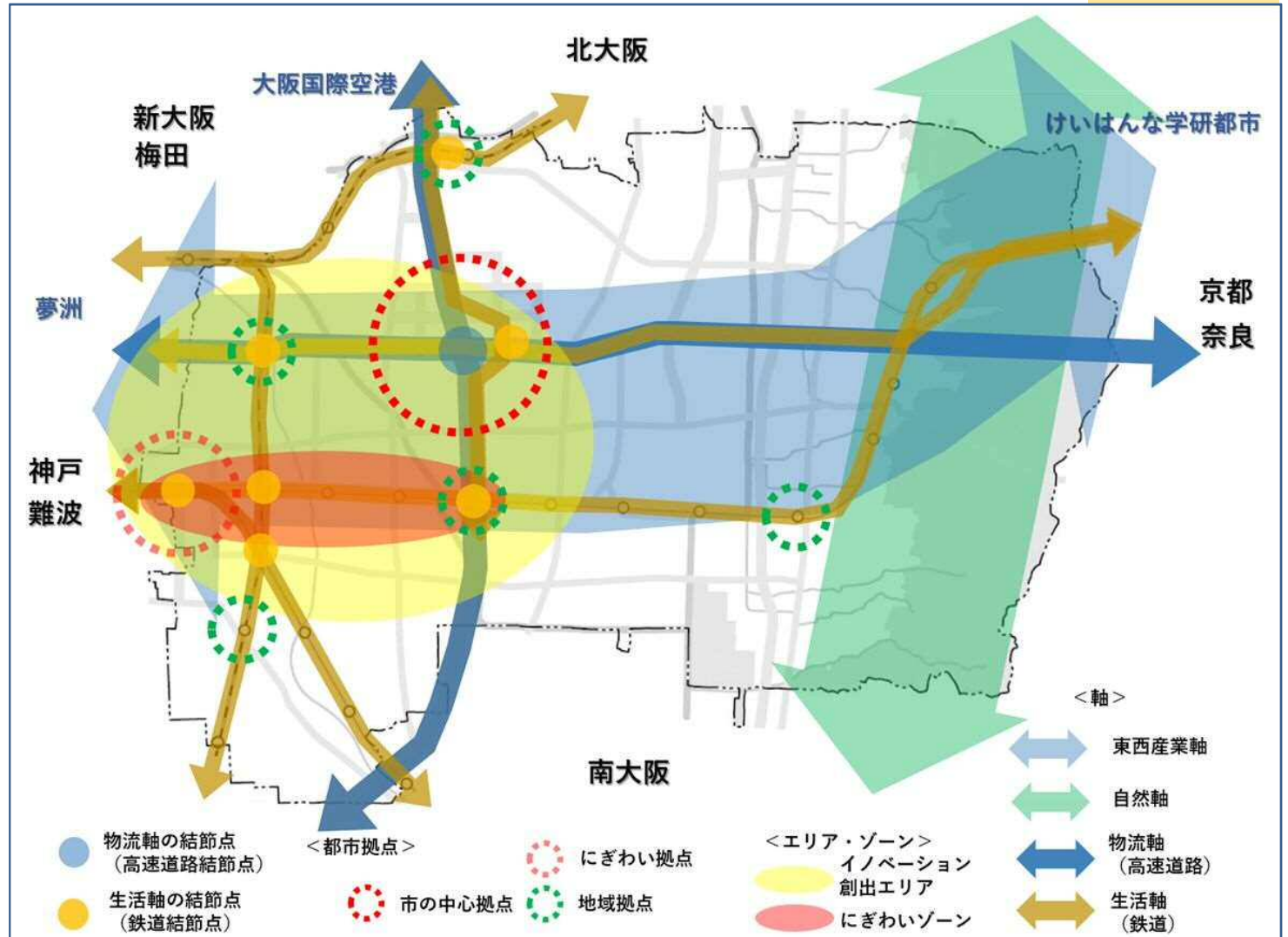
国土軸や大阪都市圏とつながる利便性を活かした コンパクト+ネットワークの取組みを推進します

- ①新たな価値を創造する拠点を構築し、人・モノ・情報の交流を呼び起こす都市づくり
- ②「安全・快適な生活の場」と「創造力・活力みなぎる生産の場」が調和した都市づくり
- ③水・みどり・歴史に囲まれた豊かな環境を創造し、次世代につなぐ都市づくり



5. めざす都市構造図（案）

都市計画マスタープラン



6. 防災指針の策定について

立地適正化計画

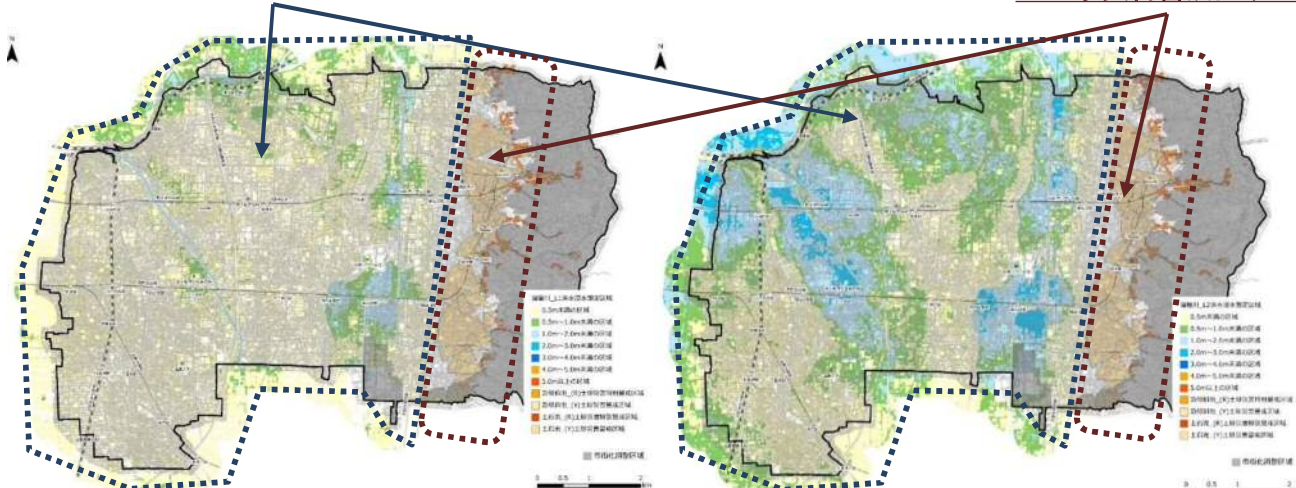
近年、頻発化・激甚化する自然災害の内、特に水災害(水害・土砂災害)に対応したまちづくりを進めるため、令和2年9月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画の中に、災害リスクを踏まえた課題を抽出した上で、居住誘導区域に災害リスクを抱えている場合、都市の防災に関する機能を確保するための「防災指針」を定めるとともに、「防災指針に基づく具体的な取組み」を位置付けることと規定されました。

本市は、市域のほぼ全域で水災害のリスクが予測されていることから**市域全域を対象とした防災指針**を策定します。

本市で予測されている災害リスク(抜粋)

○寝屋川流域における洪水浸水想定区域

○土砂災害警戒区域 等



100年に一度の確率降雨(計画規模)
62.9mm/hr、311.2mm/24hr

1,000年に一度の確率降雨(想定最大規模)
138.1mm/hr、683mm/24hr

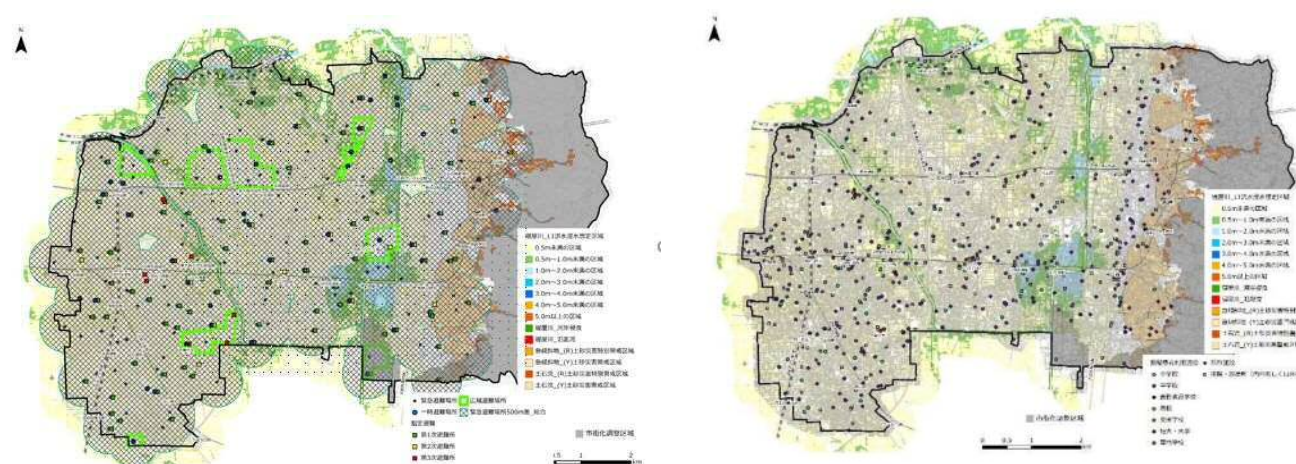
7. 災害リスクと都市情報の重ね合わせ

立地適正化計画

「本市が抱える災害リスク」と避難所および要配慮者施設の立地状況などの「都市情報」を重ね合わせ、都市が有する防災上の課題を抽出します。

例1: 水災害 × 避難所500m圏域

例2: 水災害 × 要配慮者施設(医療・福祉・学校)



<本市が抱える課題(防災面)>

- 避難所から500m以上離れているエリアが存在する
- 避難所に災害リスク
- 要配慮者施設(医療施設、福祉施設、学校など)に災害リスク
- 広域・地域緊急交通路分断のリスク など

8. 防災まちづくりの進め方について

立地適正化計画

■防災まちづくりの将来像

防災機能が確保された災害に強い都市

取組方針

防災まちづくりを進めるにあたっては、ハード・ソフトそれぞれの対策を連動させるとともに、市民・事業者・行政が連携して、「自助」・「公助」・「共助」それぞれの役割を果たすことが重要となります。

防災まちづくりの将来像に基づき、災害に強いまちづくりを推進するための施策の取組方針を次のように設定します。

1. 災害リスクの回避

災害時に被害が発生しないようにする、または、回避するための取組みを推進します。

取組例：災害リスクの低い地域への居住誘導 など

2. 災害リスクの低減(ハード)

インフラの整備・改修等により災害時の被害を低減させるための取組を推進します。

取組例：道路・公園などの整備、河道の改修、地下河川・調節池等の整備 など

3. 災害リスクの低減(ソフト)

災害発生時に確実な避難や経済被害軽減、早期の復旧・復興のための取組を推進します。

取組例：ハザードマップの周知、避難訓練の実施、自主的な避難所運営体制の構築 など

9-1. 誘導区域の検証について(災害リスクの再検証)

立地適正化計画

上位計画等の改定や、昨今の頻発化・激甚化する自然災害に対応する視点で「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」の各種誘導区域について、一部見直しを行います。

・水害(浸水被害)：大阪府の考え方等に基づき、災害リスクについて整理します。

⇒次の区域は原則として誘導区域に含めないものとします。

・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食、氾濫流)

・計画規模降雨(100年に1度)時の河川氾濫時に3m以上の浸水が想定される区域

・3m以上のため池浸水想定区域

・土砂災害：「土石流危険渓流及び被害想定区域」の取扱いについて再検証します。

⇒制度を踏まえ、誘導区域に含めることとします。

9-2. 誘導区域の検証について(市の中心拠点形成を見据えた独自区域の設定)

立地適正化計画

流通業務地区の都市計画が指定されている長田駅周辺について、将来の市の中心拠点の形成を見据え、本市独自の区域を設定します。

⇒区域名称：誘導準備区域

目的：市の中心拠点にふさわしい土地利用を誘導できるよう、将来、各種誘導区域に指定を行う区域であることを意思表示します。

10. 今後のスケジュール

都市計画マスタープラン 立地適正化計画

令和4年 7月22日
8月頃
10月頃
11月下旬
12月頃
令和5年 1月頃
2月頃
3月頃

都市計画審議会(報告)【現在の経過報告】

◆第4回庁内検討委員会【たたき案の提示 ⇒ 意見照会】

◆第5回庁内検討委員会【意見を踏まえたパブコメ案の提示】

都市計画審議会(報告)【パブコメ案を報告】

★パブリックコメント

★公聴会

◆第6回庁内検討委員会【パブコメ結果報告、最終案の提示】

都市計画審議会(諮問)

策定・公表